

## 【別紙】 審査請求の理由

### 1. はじめに

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、情報公開法と略す）の第一条（目的）は「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」となっている。

開示することが原則であり、開示することこそが憲法の国民主権に適い、公正で民主的な行政の推進に資するのだと明示している。不開示とすることは、ごく例外的に認められているのみである。

また本件開示請求の背景には、警察法2条2項「警察の活動は、…その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」への疑義がもたれている事案である（→2 で抜粋した国会議事録参照）。

警察庁自ら、積極的に「不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用」などしていないことを「国民に説明する責務が全うされるように」努力すべきである。一部不開示（いわゆる「ノリ弁」）ですらない「存否応答拒否」など、到底B許されない。

### 2. 「文書が存在する」ことは、すでに警察庁が明らかにしている

今般の不開示決定は情報公開法第8条「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」を適用したとされている。

笑止千万というほかない。

開示請求において摘示した通り、国会での答弁において「存在している」旨を明らかにしている文書の開示を求めているのである。それがどうして「本件開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」のか？

あえて開示請求の際に摘示した国会の議事録の該当部分を再掲する。

.....

★第189回国会 参議院内閣委員会 第9号（2015.5.26）議事録より抜粋

○山下芳生君（前略） 山谷大臣、岐阜県警大垣署と中部電力の子会社シーテックがこの風力発電施設建設をめぐる情報交換していたことは事実でしょうか。

○国務大臣（山谷えり子君） お尋ねの件でございますけれども、大垣署の警察官が関係会社の担当者と会っていたという報告を受けております。

○山下芳生君（前略） とにかく、本人同意なしにこういう非常に思想や信条あるいは病歴に関わる情報が集められていたというだけではなくて、（中略）第三者、しかも一民間事業者に対する本人同意なしの提供、これは、山谷大臣、警察がこんなことを行っていたと、許されるとお考えですか。

○国務大臣（山谷えり子君） 本件につきましては、大垣署の警察官が公共の安全と秩序の維持という責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環として事業者の担当者と会っていたものと承知しておりますが、警察法と各都道府県の個人情報保護条例の規定にのっとり適正に取り扱っているものと報告を受けているところでございます。

★第189回国会 参議院内閣委員会 第12号) (2015.6.4) 議事録 より抜粋

○山下芳生君 (前略) そこで、今日は警察庁警備局長に来ていただいておりますが、山谷国家公安委員長にはどのような報告がされているのか。つまり、大垣署の誰がシーテックの誰といつどこで会ったのか、それはどんな内容だったのか、山谷大臣には報告されているんでしょうか。

○政府参考人(高橋清孝君) お答えいたします。本件につきましては、岐阜県警察より報告を受けておまして、その報告内容に基づき、事業者との面会の趣旨、日時を含む本事案の概要やその後の対応について大臣に説明を行っております。

警察庁警備局長が「本件につきましては、岐阜県警察より報告を受けておまして、その報告内容に基づき、事業者との面会の趣旨、日時を含む本事案の概要やその後の対応について大臣に説明を行っており」と明確に述べ、その説明を受けた国家公安委員長が「警察法と各都道府県の個人情報保護条例の規定にのっとり適正に取り扱っているものとの報告を受けている」と答弁している。

岐阜県警から、事業者との面会の趣旨、日時を含む本事案の概要に関する詳細な報告があり、その報告に基づいて「警察法と各都道府県の個人情報保護条例の規定にのっとり適正に取り扱っている」と判断した、と国会で述べているのだ。報告文書は絶対に存在しているのである。「存在しているかどうか答えられない」など、ありえない回答である。

警察庁幹部(警備局長)自らが国会において明確に存在を示した「報告文書」の開示を求めたのに対して「本件開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」という回答は、かの『朝ご飯論法』(「朝ご飯は食べましたか?」「いえ食べていません(パンは食べたけどね)」)以下のフザケタ回答であり、到底許されるものではない。

### 3. 国会への侮辱、すなわち国民への侮辱である

国会答弁で、自ら存在を明らかにした文書につき「本件開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」などというのは、国会に対する侮辱である。「国会答弁など、口から出任せで良い、軽いもの」「野党の質問への答弁は、その場しのぎで良い」と考えていると断ぜざるをえない。

ここまでひどく国会を侮辱しているということは、即ち主権者たる国民を侮辱していることに他ならない。

いうまでもなく、およそ公務員たるものには、憲法遵守擁護義務が課せられ、「全体の奉仕者」としての公正で民主的な行政を司るものでなければならない。「警察だから、人権尊重よりも、秘密保持のほうが重要」と考えているなら、甚だしい思い違いである。

警察こそが、「…諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」ことに心を砕き、信頼される機関であるよう、努めなければならぬ。そうでなければ、およそ自由で民主主義的な国とは異なる暗黒の警察国家となってしまう。

国民に信頼される警察たるべく、開示請求に対して真つ当な対応がなされることを強く求める。

以上